

令和5年4月13日

各自治会長様

社会福祉法人小清水町社会福祉協議会
会長 由井 崇
(公 印 省 略)

令和5年度 社会福祉協議会 会費納入について

陽春の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本協議会事業の推進に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会の個人会費・特別会費につきましては、例年、各自治会のご協力により納入頂いており、福祉事業を推進する上での貴重な財源となっております。

今年度につきましても、令和5年4月13日付けで自治会回覧によるご協力をお願いしているところですが、会費取りまとめ後の本協議会への引継方法につきまして、下記のとおりご連絡いたしますので、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 会費の引き継ぎについて

(1) 会費をご持参いただける場合

・・・領収書を発行する必要がありますので、事務局職員の在中時間内
土・日・祝祭日を除いた平日の8時30分から17時30分まで
ご来所願います。

※GW中は5月1日と2日を除き事務局不在のため対応が出来ないことをご了承ください。

(2) 就業時間中に来所できない場合

・・・時間外での受付もしくは訪問による対応も可能のためご連絡願います。

(3) 口座振替を希望する場合

・・・担当職員がご説明いたしますので、ご連絡願います。

社会福祉法人小清水町社会福祉協議会
担当：事務局 木村 圭吾
TEL：0152-62-3988
FAX：0152-62-4405
Mail：syakyou4405@r6.dion.ne.jp

社会福祉法人 小清水町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会（社協）とは

- 町内の自治会や団体の代表者、ボランティア、社会福祉事業関係者などで構成されています。
- 「誰もが安心して暮らすことができる、福祉のまちづくり」を目指した民間組織です。
- 略称して社協と呼ばれ、全国の市町村に設置され、ネットワークにより活動を進めています。

小清水町社会福祉協議会の概要

名 称	社会福祉法人 小清水町社会福祉協議会
設 立	昭和26年任意団体として設立 昭和62年1月16日法人設立
財 源	(1)社協会費（個人会員・特別会員・賛助会員） 昭和62年1月から1戸1,000円・全町全会員制として入会を勧める
	(2)共同募金助成金
	(3)寄付金
	(4)小清水町・北海道社会福祉協議会からの委託金・補助金など
代 表 者	会長 由 井 崇

社 協 の 職 員 体 制

○総務企画部門	事務局長1名 事務局次長1名 福祉活動専門員1名 福祉推進員1名 事務職員1名
○ホームヘルパー部門	(兼 障害福祉サービス事業) ホームヘルパー4名
○デイサービス部門	生活相談員3名 看護師3名 介護職員8名 調理員3名(委託)
○就労支援部門	社会福祉士1名 支援員6名(内1名兼務)
○居宅介護支援部門	介護支援専門員3名
○施設・車両管理部門	運転員3名(委託)
○ほほえみ居住棟管理部門	生活援助員3名 夜警員3名(委託)
	計 45名

☆令和5年度の社会福祉協議会主な事業

重 点 項 目	実 施 事 業
1.社会福祉協議会の組織基盤の確立	①組織運営の強化と人材確保の促進 ②健全な財務管理の推進 ③事業の運営強化 ④事務局の強化 ⑤社協の情報発信(社協だよりの発行、ホームページの掲載)
2.在宅福祉事業の推進	①一人暮らし高齢者交流事業 ⑥除雪サービス支援事業 ②配食サービス事業 ⑦軽度生活援助事業 ③友愛訪問事業 ⑧高齢者見守り支援事業(受託) ④小地域ネットワーク活動推進事業 ⑨妊産婦ヘルパー事業 ⑤寝具乾燥・防寒対策事業
3.地域福祉の推進	①災害被害者への見舞等の実施 ②募金運動の取り組み ③日常生活用具の給付・介護用具の貸出 ④暖房費助成事業
4.ボランティア活動の推進	①ボランティアセンター体制の充実 ②ボランティア活動への住民の参加促進 ③ボランティアの派遣 ④視聴覚機材貸出事業 ⑤ボランティアセンターサロン活動の取り組み
5.法人後見事業の推進	①法人後見事業 ②日常生活自立支援事業(受託)
6.心配ごと相談事業の推進	①心配ごと相談所の開設
7.生活困窮者福祉の推進	①応急生活福祉資金貸付事業 ②生活困窮者就労訓練事業
8.介護保険事業の推進	①訪問介護事業の運営(介護予防日常生活支援総合事業)※ホームヘルパー ②通所介護事業の運営(介護予防日常生活支援総合事業)※デイサービス ③居宅介護支援事業 ④生活支援体制整備事業(コーディネーター業務)
9.障害者総合支援法に基づくサービス	①障害福祉サービス事業 ②地域生活支援事業(移動支援事業・社会参加支援) ③障がい者等就労支援事業(地域活動支援センター、就労継続支援事業等)
10.高齢者生活福祉センターの受託経営(指定管理)	①高齢者生活福祉センターの管理・運営

令和5年度も 安心して暮らせる町づくりを応援します！



歳末義援金

所得の少ない高齢者や児童のいる経済的に困りの家庭、及び長期間にわたり入院している方等に対して歳末扶助・義援金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図っています。

*令和4年度は23世帯に援助を行いました。

暖房費の助成

所得の少ない高齢者世帯に対して冬期間の暖房費の一部を助成しています。

*令和4年度は25世帯に助成を行いました。



小地域ネットワーク活動助成金の交付

各自治会ごとの小地域単位を基本とした高齢者等の見守りや安否確認のネットワークを形成している自治会に対し活動費の助成を行っています。

*令和4年度は7団体に交付しました。

杖の無料提供

障害のある方、65歳以上で歩行に必要な方に無料で提供しています。

*令和4年度は3月までに29本支給しました。



一人暮らし高齢者交流会

一人暮らし高齢者に、外出の機会や地域での交流の機会を提供しています。

*令和4年度もコロナウイルスの関係で春と秋のお元気ですか交流会を中止とさせていただきました。

就学援助

お子さんの就学に、経済的な理由でお困りの家庭に対して助成しています。

*令和4年度は25世帯
37名のお子様へ援助



除雪サービス

冬季の一人暮らし高齢者などの緊急避難路、連絡通路を確保しています。

*令和4年度は24自治会88世帯に実施

友愛訪問

一人暮らし高齢者のお宅へ声かけ訪問し、安否確認を行っています。

*令和4年度
自治会友愛訪問事業 14自治会協力
230世帯訪問

寝具乾燥・防寒対策事業

高齢者の衛生的で快適に過ごせる環境作りのため布団乾燥や窓ビニール張りを実施しています。

*布団乾燥サービス事業
令和4年度は春秋合わせて31世帯
窓ビニール張り 3世帯に実施

配食サービス

食事を作ることが困難な高齢者の方々へ食事を配達し併せて安否確認を行っています。

*令和4年度は週3回まで
年間延べ2,914食利用



心配ごと相談

身の回りの心配事、不安に思っていることなど法律の専門家を通じ解決に向けての援助を行っています。

*令和4年度は1回開催、6名の相談

